

改正後				現行																																																		
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄		費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄																																															
(2) 一 般 生 活 費		一般生活費保護単価表 略		(2)		一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分</td> <td>54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> <td>14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分</td> <td>47,860円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> <td>14,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分</td> <td>48,080円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>47,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3才未満児分</td> <td>54,730円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分</td> <td>54,730円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td></td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">母子生活支援施設</td> <td>入所者</td> <td>3,550円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>8,890円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分	54,730円	乳児以外分	47,430円	児童自立支援施設	入所児分	47,430円	通所児分	14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分	47,860円	通所児分	14,600円	里親	乳児分	48,080円	乳児以外分	47,680円	乳児院	3才未満児分	54,730円	3歳以上児分	47,430円	ファミリーホーム	乳児分	54,730円	乳児以外分	47,430円	自立援助ホーム		10,340円	母子生活支援施設	入所者	3,550円	保育室保育入所児童		3歳未満児	8,890円	3歳以上児	5,500円		算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価89,400円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数		算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価90,770円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数
	施設種別	一般生活費(月額)																																																				
	児童養護施設	乳児分	54,730円																																																			
乳児以外分		47,430円																																																				
児童自立支援施設	入所児分	47,430円																																																				
	通所児分	14,600円																																																				
情緒障害児短期治療施設	入所児分	47,860円																																																				
	通所児分	14,600円																																																				
里親	乳児分	48,080円																																																				
	乳児以外分	47,680円																																																				
乳児院	3才未満児分	54,730円																																																				
	3歳以上児分	47,430円																																																				
ファミリーホーム	乳児分	54,730円																																																				
	乳児以外分	47,430円																																																				
自立援助ホーム		10,340円																																																				
母子生活支援施設	入所者	3,550円																																																				
	保育室保育入所児童																																																					
	3歳未満児	8,890円																																																				
	3歳以上児	5,500円																																																				
		(2) 略		(2)	里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又はその解除の 措置があった場合 里親又はファミリーホームに対し各 月初日以外の日に委託又は解除の措置 があった乳児(1歳未満の者をいい、 月の途中において1歳に達した者につ いては、その月中は乳児とみなす。)又 は乳児以外の児童のその月分につ いては(1)の定めにかかわらず、次の算式に より算定した額。 算式 (1)の里親又はファミリーホームの 一般生活費月額保護単価÷30.4)×そ の月の委託措置児童延人員数																																																	
		(3) 略		(3)	児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院、 母子生活支援施設、自立援助ホーム、 ファミリーホーム及び保育室保育入所 児童の措置年度中に在籍している児 童の3年算出日の翌日から起算して 1年を超えない範囲内において、かつ、 措置年度に在籍している児童の人数に 基づき、措置年度に在籍している児童 の人数を算出する。																																																	

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	
(5) 助産施設基本分	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 点数以外の分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。
		(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
	(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。	

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本保護費	イ 点数以外の分 <small>(エ) 保険料</small>	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童	その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であつて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。